

長野県後期高齢者医療広域連合 障がい者活躍推進計画

機関名	長野県後期高齢者医療広域連合
任命権者	広域連合長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
長野県後期高齢者医療広域連合における障がい者雇用に関する課題	長野県後期高齢者医療広域連合事務局は、市町村からの派遣職員により構成される組織で、人員体制も非常勤を含め30人程度と小規模であったことから、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。また、身体障がい者等である職員が派遣により在籍することになった実績はないが、これまでも職員の事情には個別に柔軟な対応をしてきていることから、障がい者に限定した組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
① 採用に関する目標	○障がい者雇用の推進に関する適正な理解を促進する。 ○障がいに関する理解促進・啓発のための研修資料等を配布する。
② 定着に関する目標	なし ※障がい者である職員の採用があった際には、定着状況データを把握する予定。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、局内掲示等により周知する。 ○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障がい等により業務遂行が困難であるなどの相談があった場合は、労働局等関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している職員面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>